平成２９年（フ）第３１３号
和歌山市園部1332番地21
債務者　キッチン奈々ちゃんこと　岩本　信夫
1　決定年月日時　平成30年１月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第３２１号
和歌山市中之島1130番地　サンハイツ中之島202
債務者　坂　　彰桂
1　決定年月日時　平成30年１月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第３２５号
和歌山市小松原通１丁目２番地３　県庁前第１ビル505号
債務者　焙煎工房レコルトこと　湯川　律郎
1　決定年月日時　平成30年１月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第３３０号
和歌山県伊都郡かつらぎ町大字西渋田28番地
債務者　竹本　敏彦
1　決定年月日時　平成30年１月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第７４号
岡山県美作市小房88番地３、前住所兵庫県神戸市長田区海運町７丁目３番10号　レオパレス21ＲＸ鷹取101号
債務者　有友　知文
1　決定年月日時　平成30年１月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月８日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２９年（フ）第１３１号
北海道白老郡白老町緑丘２丁目20番６－２号緑ケ丘団地25棟98号
債務者　八戸　昭一
1　決定年月日時　平成30年１月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月９日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２９年（フ）第３３１号
盛岡市東松園１丁目18番18―105号
債務者　八重桜　徹
1　決定年月日時　平成30年１月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月９日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第１７７号
群馬県館林市東美園町12番地の９　グランドゥール―308
債務者　田中　　操
1　決定年月日時　平成30年１月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月９日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成３０年（フ）第２号
群馬県太田市藪塚町1861番地33
債務者　二渡　宏貴
1　決定年月日時　平成30年１月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月９日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２９年（フ）第４１４５号
大阪府大東市大野２丁目２番25号　三ツ井ハイツ101号
債務者　村岡　　惠
1　決定年月日時　平成30年１月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４９１４号
大阪府高槻市氷室町１丁目22番８号　ファミール２号館102号
債務者　氏原　衣織（旧姓中見）
1　決定年月日時　平成30年１月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４９５３号
大阪府高槻市城北町１丁目４番26―505号
債務者　細木　秀啓
1　決定年月日時　平成30年１月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５０９６号
大阪府東大阪市衣摺５丁目20番３号
債務者　松永　克己
1　決定年月日時　平成30年１月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５０９７号
大阪府東大阪市衣摺５丁目20番３号
債務者　松永　克也
1　決定年月日時　平成30年１月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５１７２号
大阪市城東区森之宮１丁目４番313号
債務者　小林　清子
1　決定年月日時　平成30年１月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５１８１号
大阪府八尾市緑ヶ丘１丁目２番地の１　クレール緑ヶ丘201号
債務者　中谷羽留香（旧姓中嶋）
1　決定年月日時　平成30年１月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５６１０号
大阪府東大阪市寿町２丁目14番５号
債務者　興山　和子
1　決定年月日時　平成30年１月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

第明治三二十種郵便物認可